

掛川市規則第15号

掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市介護保険条例施行規則（平成17年掛川市規則第90号）の一部を次のように改正する。

「第3章 保険給付

目次中	第1節 認定（第6条－第9条）	を
	第2節 介護給付（第10条－第20条の2）	
	第3節 予防給付（第21条－第29条の2）」	

「第3章 保険給付

第1節 認定（第6条－第9条）

第2節 介護給付（第10条－第20条の2） に改める。

第3節 予防給付（第21条－第29条の2）

第3章の2 介護予防・日常生活支援総合事業（第29条の3－第29条の6）」

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 介護予防・日常生活支援総合事業

（生活支援）

第29条の3 省令第140条の62の7の市町村が定める支援は、同条第3号に掲げる支援とする。

（利用料）

第29条の4 法第115条の45第5項及び第115条の47第8項の規定に基づき、市長及び法第115条の47第6項に規定する受託者は、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の利用者に対し、利用料を請求するものとする。

2 省令第140条の63第1項及び第115条の72第1項の市町村が定める利用料の額は、省令第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（以下「費用額」という。）から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を控除した額とする。

(1) 前項の利用者が第18条の2又は第27条の2に規定する一定以上の所得を有する第1号被保険者に該当するとき 費用額に100分の80を乗じて得た額

(2) 前項の利用者が法第69条第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた場合において、当該記載を受けた日の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの期間に該当するとき 費用額に100分の70を乗じて得た額

(3) 前項の利用者が前2号のいずれにも該当しないとき 費用額に100分の90を乗じて得た額

3 省令第140条の63第1項及び第115条の72第1項の市町村が定める利用料の額は、省令第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額から当

該費用の額の100分の90（前項の利用者が第18条の2又は第27条の2に規定する一定以上の所得を有する第1号被保険者に該当する場合にあっては、100分の80）に相当する額を控除した額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる利用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 第1号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。）のうち保健医療に関する専門的な知識を有する者が提供するものに係る利用料の額 無料

(2) 第1号訪問事業のうち法第115条の47第4項の規定により事業の実施を委託したものに係る利用料の額 次に掲げる訪問時間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 30分以上1時間未満 1回につき200円

イ 1時間以上1時間30分未満 1回につき280円

ウ 1時間30分以上2時間以下 1回につき360円

（指定事業者の指定等）

第29条の5 省令第140条の63の6の市町村が定める基準は、同条第1号イに掲げる基準とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち緩和した基準によるものに係る基準は、市長が別に定める基準とする。

3 省令第140条の63の7の市町村が定める期間は、法第70条の2第1項に規定する期間とする。

（実施細目）

第29条の6 第29条の3から前条までに定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項及び手続の細目については、市長が別に定める。

様式第11号を次のように改める。

(裏面)

(注)

- 1 この申請書における「配偶者」は、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 2 この申請書における「遺族年金」は、寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金又は遺児年金を含みます。
- 3 遺族年金又は障害年金を受給している場合は、収入等に関する申告の欄の（ 遺族年金 ・ 障害年金 ）から該当する年金に○を付け、かつ、（ 日本年金機構 ・ 地方公務員共済 ・ 国家公務員共済 ・ 私学共済 ）から該当する保険者に○を付けてください。
- 4 預貯金等について、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その全てを記載するとともに、通帳等の写しを添付してください。
- 5 預貯金等に関する申告のその他の欄に金額を記入する場合は、同欄の括弧内にその内容を併せて記入してください。
- 6 書き切れない場合は、この申請書の余白に記し、又は別紙に記載の上この申請書に添付してください。
- 7 申請者が被保険者本人の場合は、申請者氏名及び申請者住所の欄は、記入不要です。
- 8 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額の返還を求めるとともに、支給された額の最大2倍に相当する額の加算金を徴収することがあります。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の掛川市介護保険条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。